

# 金沢市従労 NEWS

組合設立:1946年 組合本部所在地:〒921-8026 石川県金沢市糸田新町1-30

## 『遺品整理士』今後の高齢化社会に必要不可欠!!



主人公は『遺品整理士』としての優しさを熱演

私が初めて「遺品整理」の仕事を知ったのは、テレビ朝日でやっていたドラマ『星降る夜に』で、人気俳優である北村匠海さんが遺品整理士（高齢化社会の日本で注目を集める職業）として働く、生まれつき耳の聞こえない「柊 一星」役を演じているのを見て、最初はテレビドラマだけに内容は『フィクション』なのは重々承知の上で、毎週楽しみにしながら観入っていると、手話を交え「筆談」や「ジェスチャー」を用いながら相手（吉高由里子さん）との会話を成立させるシーンが、毎回絶妙な感覚で熱く訴えかけていて、主人公はいつも明るく陽気な雰囲気を出して、職場での「顧客満足度ナンバーワン!!」を獲得する裏側を描くシーンでは、両親を亡くした際に出会った『遺品整理士』の仕事ぶり（相手を思いやる優しい姿勢・心配り）に感銘を受けて、自らその道を究めていく前向きな姿勢がとてもグッと心に刺さったのです…あくまでも「ドラマ」なのに、この職業に対する失礼ながらの、自分自身の奥底にあった、それまでの勝手な『ダークな雰囲気イメージ（裏社会の闇仕事）』は拭い去られました。しかしながら現実には、遺品の不法投棄や高額な整理費用を請求する事例は多々あります。

私自身も、約10年前に母親を、その5年後に父親を亡くしています。その時（死）は、あまりにも突然「訪れ」…ただ呆然と立ち尽くした記憶と、涙が自然と溢れ落ちる何とも言えない「絶望感」しか当時はありませんでした。

母親は、春の桜が散ったのを確認したかのように「くも膜下出血」で突然に倒れ、救急車で病院に運ばれて約3日間の治療を受けましたが…そのまま70年の生涯を終えました。

父親は、大雪（寒波）が襲った寒い朝に『急性心筋梗塞』で自宅のベッドの上に横たわる姿で冷たくなって身体が固まってました…一緒に住んでいても、寝ている部屋が違えば異変に気付くのも遅れることを思い知った、とても「酷」な現実でしかなかったです。救急車が到着するまで“心肺蘇生法”を試みるも…時既に遅し、ふたたび目を開けることも無く、82年で生涯を終えています。

『命』の終わり（死）は、誰にも予想の付かない瞬間に起きることが多いのかも知れません。来年2月で亡くなって20年を迎える、私の職場の友人でもあった 故向井星一郎さんの業務（昼休憩時）での突然の事故死。母親の亡くなった同年の暮れ（クリスマス）には、同じ職場の友人であった 故山上康祐さんが突然の自殺死。他にも同じ職場で働く仲間の死を何度も目の当たりにして、時には「何処だか人の死に引き合わされている感覚」に陥り、自分自身も暫くは精神的にも不安定になり「何か自分自身に出来ることはなかったのか?」「もっとちゃんと話をしておけば!!」「最後に逢った時の内容が思い出せない!!」…何度悔やんでも悔やみきれない『自分の無力さ』『情けなさ』を痛感しつつも、結局は時間だけが流れ、何も解決しないまま、何も出来ないまま、自分だけはこの世に生きている、生き残っているって感じて、何故だか悲しかった気持ちや、悔しかった自分への怒りも…「10年」「20年」と言う時の流れで、段々と薄れ掛けていくのが、自分自身でも恐い気がしてなりません。

ただ、今はその時に感じた「何か自分自身に出来ることはなかったのか?」という思いに関して、自分を必要としてくれる存在にならなければ、きっとまた同じように辛く苦しいことになるかと考え、これまでも「メンタルヘルスマネジメント」「食生活アドバイザー」「ホスピタリティ」等の知識を学び、今回は『遺品整理士』も、今後の高齢化社会ではきっと様々な場面で「誰かのために!!」自分なりの対応ができるように、自分自身への投資だと思って学ばせてもらいました。

自分の親（両親）の遺品整理に関しては、思った通りには行かない部分も多々あったことを思い出しながら、今回の『遺品整理士』に関する様々な資料やDVDを観て調べていくうちに、昨年夏までの長期間の時間を費やしてやっていた自分の考え方（捉え方）に、何らかの『答え』を貰った気がしています。今後も日々精進して参ります。

【記事: KAZUMI. K】



## 重要 Point ▶ ドラマ『星降る夜に』~遺品整理士~& NISA制度見直し!!

### 国税庁からの『源泉所得税の改正』に伴う NISA (非課税口座内の少額上場株式等に係る 配当所得及び譲渡所得等の非課税措置) についての見直し

令和5年度の税制改正により、源泉所得税関係について次のように改正が行われています。  
 令和5年度末までに『ジュニアNISA』において投資を行った商品につきましては、非課税保有期間（5年）が終了しても、所定の手続きを経ることにより18歳になるまでは「非課税措置」が受けられることとなりますが、今回の改正において、その手続きが省略されることとなりました。  
 また、令和5年度末までに現行の「一般NISA」および「つみたてNISA」制度において投資した商品については、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用することとなりました。

つみたてNISA & 一般NISA → <令和5年まで>

	つみたてNISA	いずれかを選択	一般NISA
年間の投資上限額	40万円		120万円
非課税保有期間	20年間		5年間
口座開設可能期間	平成30年~ 令和24年		平成26年~ 令和5年
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限定)		上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし

つみたて投資枠 & 成長投資枠 → <令和6年以降について>

	つみたて投資枠	併用可能	成長投資枠
年間の投資上限額	120万円		240万円
非課税保有期間	制限なし(無期限化)		制限なし(無期限化)
非課税保有限度額(総枠)	1,800万円		※ 簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能) 1,200万円(内数)
口座開設可能期間	制限なし(恒久化)		制限なし(恒久化)
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限定)		上場株式・公募株式投資信託等 安定的な資産形成に繋がる投資商品に絞り込む観点から、高レバレッジ投資信託などを対象から除外
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし

